

木造住宅の耐震診断・改修補助制度

地震に強い安全なまちづくりを目的に、昭和56年5月31日以前の古い基準で建てられた木造住宅(地上階数2階建て以下)の所有者が実施する耐震診断(現況診断と補強計画)、耐震改修工事等の経費に対して、市が費用の一部を補助します。

岡山県登録の専門家、**木造住宅耐震診断員**が診断を行います！



STEP①★ 耐震診断(現況診断)

「現況診断」って何？

現況診断とは、県登録の建築の専門家が住宅の地震に対する強さを診断することです。診断の際に、壁を壊したりすることはありません。

●**耐震診断**…費用 71,200 円のうち **60,000 円補助／棟** (自己負担額 11,200 円)

※延床面積 200 ㎡以内の場合です。200 ㎡を超える場合は追加費用が生じます。

■簡易な方法で行う「簡易診断」もあります。ただし、【STEP2 耐震診断(補強計画)】へは進めません。

簡易診断…費用 42,000 円のうち 40,000 円補助／棟 (自己負担額 2,000 円)

STEP②★ 耐震診断(補強計画)

「補強計画」って何？

補強計画とは、現況診断の結果、補強の必要があると判定された住宅にどのような補強をすれば耐震性が向上するかを所有者と専門家が一緒に検討し、工事を行うための計画を立てることです。

●**補強計画**…費用 71,200 円のうち **60,000 円補助／棟**

(自己負担額 11,200 円)

※延床面積 200 ㎡以内の場合です。200 ㎡を超える場合は追加費用が生じます。

※事前に【STEP1 耐震診断(現況診断)】を行う必要があります。耐震診断(現況診断)と同時申請も可能です。

地震時に避難が困難な高齢者等の命を守ることを目的として、令和5年度から下記の3種類の耐震改修等工事への補助を実施しています。

① 部分耐震改修

(1棟の一部分のみの耐震改修)

対象経費の 50%補助／棟

(限度額 40 万円)

※部分耐震改修工事に係る補強計画の費用は全額自己負担となります。

② 耐震シェルター設置

対象経費の 50%補助／棟

(限度額 20 万円)

③ 防災ベッド等設置

対象経費の 50%補助／棟

(限度額 10 万円)

補助対象条件

- (1) 高齢者(65歳以上)または障がい者の方が居住している世帯及び低所得者の世帯
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工し、【STEP1 耐震診断】を実施した結果、耐震基準を満たさないことが判明している木造住宅
- (3) 木造住宅耐震診断員による工事監理を受けること(上記①部分耐震改修のみ)

STEP③★ 耐震改修工事

●**耐震改修(全体改修)**

対象経費の 80%補助／棟 (限度額 80 万円)

※上記【STEP1 耐震診断】の結果、「倒壊する可能性がある」と判定され、【STEP2 補強計画】に沿って工事を行うもの。

※改修工事の後、耐震基準が「一応倒壊しない」(上部構造評点が1以上)となること。

※補助金交付決定前に工事契約や工事着手した場合、補助金は交付されません。

※同時にリフォーム工事を行っても、リフォーム工事にかかる経費は対象経費に含まれません。

※年度内に耐震改修工事が完了すること。

※木造住宅耐震診断員が工事監理を行うこと。

申請受付期間：令和6年4月15日(月)～令和6年12月6日(金)

※受付は先着順で、今年度予算がなくなり次第、申請受付を締め切ります

【お問合せ・申請先】 瀬戸内市役所 建築住宅課 ☎ 0869-22-2649

木造住宅の耐震化のすすめ

地震はいつ来るか分からない

岡山県は災害が少ない県だと思われがちですが、大きな確率で発生が予想される『南海トラフ巨大地震』では、揺れによる岡山県内の建物被害が、全壊・半壊を合わせて約47,000棟におよぶと見込まれています。

熊本地震以降も、大阪や北海道をはじめ全国各地で大きな地震が頻発しており、いつどこで地震が発生してもおかしくありません。

瀬戸内市においても南海トラフ巨大地震が発生した場合、『震度6弱』を観測しうることが予想されています。**地震への備え**が必要です。



わが家は地震に強い？弱い？

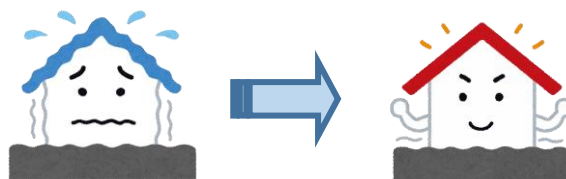
昭和56年5月を境に住宅の耐震基準が大きく変わり、それ以前の基準を『旧耐震』、以降を『新耐震』と呼びます。旧耐震の昭和56年5月以前の基準で建てられた木造住宅は、大きな地震で倒壊等の危険性が高く、大きな被害につながるおそれがあります。

木造住宅を耐震化するには？

旧耐震で建てられた住宅を新耐震で建てられた住宅と同じくらいの強さに補強することを『耐震化』といいます。

耐震化は、以下の3つの流れですおすすめします。

- STEP① 耐震診断
- STEP② 補強計画の検討
- STEP③ 耐震改修工事



地震に強い安全なまちづくりを目的に、**昭和56年5月31日以前の古い基準『旧耐震』で着工された木造住宅（地上2階建て以下）の所有者に対し、木造住宅の耐震化に関する補助金制度があります。くわしくは、裏面をご覧ください。**

お問合せ先

瀬戸内市役所 建築住宅課

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張 300-1 （本庁舎 2階西庁舎）

☎ 0869-22-2649 受付時間 8:30～17:15（ただし、土・日・祝日を除く）